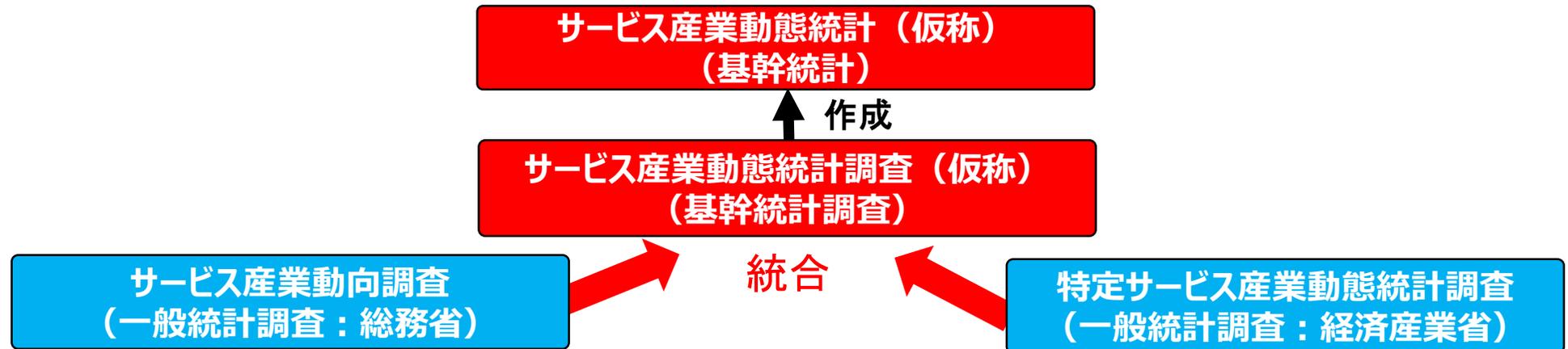




**サービス産業動向調査・特定サービス産業
動態統計調査の関係整理について
(サービス産業に関する新たな基幹統計・基幹統計調査の創設)**

**令和5年6月
総務省統計局**

- サービス産業の事業活動の動態を明らかにするための**新たな月次の基幹統計**として「**サービス産業動態統計(仮称)**」(以下「**サービス動態統計**」という。)を創設する。
- サービス動態統計を作成するための基幹統計調査として、**サービス産業動向調査及び特定サービス産業動態統計調査を統合した「サービス産業動態統計調査(仮称)」**を創設する(実施は令和7年1月からを予定)。
- 調査方法・調査事項は**現行のサービス産業動向調査を基本的に踏襲しつつ、事業従事者数等の一部の調査事項について見直し**を行うほか、調査票の提出期限の変更(翌月20日→翌月15日)や審査事務の効率化等により、**公表日を現行のサービス産業動向調査の公表よりも1週間程度前倒し**する。
- 他の事業所・企業等を対象とする基幹統計調査における検討状況を踏まえつつ、原則オンライン回答とする方向で検討を進める。



2つの一般統計調査を統合し、新たな基幹統計調査を創設

- ・調査事項は現行のサービス産業動向調査を基本的に踏襲 ※事業従事者数等の一部事項について変更
- ・名簿の重複是正作業やデータ移送等の作業が不要となり、審査事務が効率化
- ・新たな基幹統計調査の実施により、回収率や結果精度向上が期待 ※統計センターの企業調査支援事業も活用

統合後の調査については、現行のサービス産業動向調査と同様、中分類ベースの売上高を公表することを想定しているが、特定サービス産業動態統計調査で公表している細分類ベースの売上高に対するニーズに対応するため、通常の集計・公表とは別に特別集計を行う。(毎月の公表時に参考値として併せて公表)

※なお、売上高以外の特性事項等の把握のあり方については、必要性の有無も含め経済産業省で引き続き検討予定。

特別集計の概要

- 経済産業省によるニーズ把握の結果を踏まえ、細分類ベースの売上高に対する政策ニーズのある業種を選定(※)し、細分類ベースの売上高を集計する。
※パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、テーマパーク等を予定(調整中)
- 細分類ベースの売上高を直接集計できない業種については、サービス産業動態統計調査(仮称)で集計した売上高を元に、経済センサス-活動調査や経済構造実態調査等の結果を用いた推計を行う。

※ 経済産業省のほか、内閣府からのニーズがある業種(ゲームソフトウェア業等)についても、集計・推計の方法等について具体的な調整を進める。

- 調査票の早期回収、審査業務の効率化により、**公表日を1週間程度前倒し**する。
- 統合後の調査の実施状況やデータの蓄積状況を踏まえ、どのような形であればニーズを踏まえたより早期の公表が可能になるか具体的な研究・検討を進める。(例:産業や規模を限定して先行公表する 等)

調査票の早期回収（提出期限の変更）

- ・ 企業等を対象とした他の主要な月次基幹統計調査である商業動態統計調査等の調査票提出期限は翌月15日に設定されていること
- ・ 過去の調査票提出実績及び企業ヒアリングの結果から、翌月15日までに調査票を提出できる企業は一定数見込まれること
- ・ 基幹統計調査として実施することにより、回答を拒否していた調査客体からの回答が見込まれること等を踏まえ、**調査票の提出期限を現行の翌月20日から15日に変更**する。

審査業務の効率化

- ・ 特定サービス産業動態統計調査との統合により、データ移送や名簿の重複是正に係る作業が不要となる。
- ・ 審査業務において大きな負担となっている調査票の疑義照会作業について、統計センターとの連携強化や説明資料の工夫等により、効率化を進める。(令和7年1月を待たずに随時実施)



調査票の早期回収・審査業務の効率化により、公表日を1週間程度前倒し

②法人番号の追加

- 統計改革の基本方針(平成28年12月)に基づき、公的統計の精度向上や報告者の負担軽減を目的として、法人番号の把握・活用が推進されていることから、調査票に法人番号を追加する。
- 令和3年経済センサスー活動調査で法人番号を把握しており、事業所母集団データベースの年次フレームにおいても法人番号の情報を保有しているため、法人番号のプレプリントを想定。

③備考欄の変更

- 現行のサービス産業動向調査の売上高に関する備考欄①中の「前年同月と比べて大きく増加 / 減少した場合…」という記載について、他の統計調査における記載なども参考に、「前年同月と比べ特記すべき変動・状況などがある場合…」と変更するとともに、分かりやすい例示を記載する。

(参考)現行の記載(企業等用月次調査票)

【備考欄①】

売上高について、前年同月と比べて大きく増加 / 減少した場合は、具体的理由を記入してください。
前年同月で比較できない場合は前月との比較を記入してください。

【変更イメージ】

〔備考欄①〕

売上高について、前年同月と比べ特記すべき変動・状況などがある場合は、具体的に記入してください。前年同月で比較できない場合は前月との比較を記入してください。

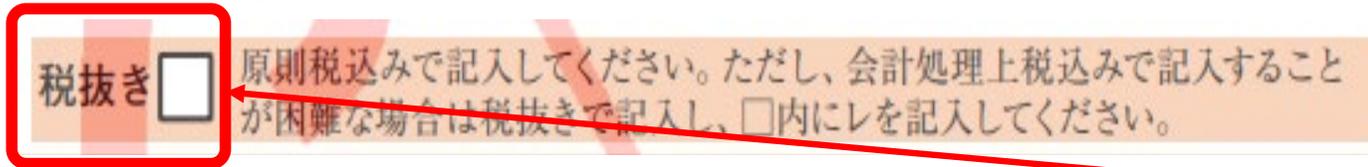
例:前年よりも連休の期間が長かったため、売上高が大幅に増加した。

④ 税抜き欄の変更

- 現行のサービス産業動向調査の調査票では、売上高の報告値が消費税抜きの場合のみチェックをする方式を採っているが、この方式の場合記入漏れの確認ができないことから、税込み又は税抜きのいずれかを丸で囲む形式に改める。

(参考)

サービス産業動向調査の企業等用調査票の税抜き欄

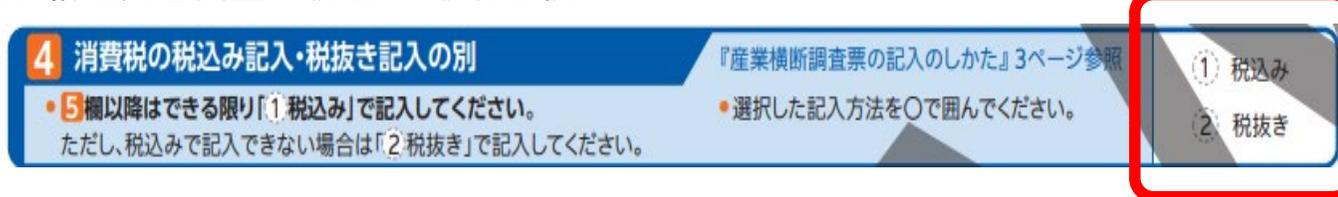


税抜き 原則税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、内にレを記入してください。

税抜きの場合のみチェックをする形式から、税込み・税抜きのいずれかを丸で囲む形式に変更

(参考)

経済構造実態調査の税込み・税抜き欄



4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 『産業横断調査票の記入のしかた』3ページ参照

- 5欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。
- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み
② 税抜き

- 第Ⅳ期公的統計基本計画(令和5年3月閣議決定)における「今後5年間で、基幹統計調査における回答数に占めるオンラインによる回答数の割合を、企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上を目指して、システムの改善等に取り組む。」との記載を踏まえ、オンライン回答の更なる推進を図る必要がある。(※令和5年1月のオンライン回答率:45.7%)
- 他の事業所・企業等を対象とする基幹統計調査における検討状況を踏まえつつ、原則オンライン回答とする方向で検討を進めるほか、HTML調査票のスマートフォン対応等、調査客体のオンライン環境に配慮した回答環境の整備を行う。
- そのほか、企業ヒアリング等において「サービス産業動向調査は調査事項が少なく、オンラインでの入力が他の統計調査と比較して容易」との声が多かったことを踏まえ、サービス産業動態統計調査(仮称)においても調査事項が少ない点を強くアピールするなど、オンライン回答の割合を引き上げるために効果的と考えられる広報を行う。